

資料

1 プラン改定までの経緯

年 月 日	会 議 名 等	審 議 内 容
2016(平成 28)年 6 月 9 日(木)	新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021 改定に向けての諮問	
2016(平成 28)年 7 月 7 日(木)	平成 28 年度 第 2 回男女共同参画審議会	市民意識調査について(項目)
2016(平成 28)年 8 月 10 日(水)	第 3 回男女共同参画審議会	市民意識調査について(項目)
2016(平成 28)年 9 月	男女共同参画に関する市民意識 調査の実施	
2017(平成 29)年 1 月 20 日(金)	第 4 回男女共同参画審議会	市民意識調査について(結果)
2017(平成 29)年 3 月 16 日(木)	第 5 回男女共同参画審議会	市民意識調査について(報告 書)
2017(平成 29)年 6 月 7 日(水)	平成 29 年度 第 1 回男女共同参画審議会	プラン改定について(重点項 目)
2017(平成 29)年 7 月 5 日(水)	第 2 回男女共同参画審議会	プラン改定について(体系)
2017(平成 29)年 9 月 5 日(火)	第 3 回男女共同参画審議会	プラン改定について(施策)
2017(平成 29)年 10 月 4 日(水) ～ 2017(平成 29)年 10 月 11 日(水)	男女共同参画審議会(文書検討)	プラン改定版(中間案)につい て
2017(平成 29)年 11 月 13 日(月)	文教経済委員会	プラン改定版(中間案)につい て
2017(平成 29)年 11 月 15 日(水) ～ 2017(平成 29)年 12 月 14 日(木)	市民意見公募(パブリックコメン ト)の実施	
2018(平成 30)年 1 月 10 日(水)	第 4 回男女共同参画審議会	プラン改定について(答申案) 市民から寄せられた意見の検 討について
2018(平成 30)年 1 月 12 日(金)	新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021 改定に向けての答申	
2018(平成 30)年 1 月 29 日(月)	文教経済委員会	プラン改定版(案)を報告

2 春日井市男女共同参画審議会委員

(任期：2014(平成26)年8月1日～2016(平成28)年7月31日)

役職	氏名	所属団体等
会長	山尾美香	東海学園大学非常勤講師
副会長	笠井尚	中部大学教授(教職課程)
委員	加藤清光	連合愛知尾張中地域協議会事務局長
委員	北村りさ	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長 2016(平成28)年6月9日～
委員	佐藤由佳	公募委員
委員	白石義博	公募委員
委員	野田葉子	愛知県弁護士会
委員	樋口初恵	かすがい女性連盟代表理事 2016(平成28)年6月9日～
委員	山田眞平	春日井商工会議所事務局長

(敬称略)

(任期：2016(平成28)年8月1日～2018(平成30)年7月31日)

役職	氏名	所属団体等
会長	笠井尚	名城大学教授(人間学部) 2016(平成28)9月～
副会長	松田照美	愛知淑徳大学非常勤講師
委員	加藤清光	連合愛知尾張中地域協議会事務局長
委員	河村洋子	公募委員
委員	金谷貴子	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長 2017(平成29)年6月7日～
委員	北村りさ	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長 ～2017(平成29)年6月6日
委員	鈴木夕雪	春日井商工会議所事務局長兼運営課長
委員	樋口初恵	かすがい女性連盟代表理事
委員	山内益恵	愛知県弁護士会
委員	山下一平	公募委員

(敬称略)

3 春日井市男女共同参画推進条例

平成 15 年 3 月 20 日
条例第 9 号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、本市においても、その理念にのっとり、国内外の動向を踏まえつつ、女性の地位向上に向けた施策を展開するとともに男女共同参画を推進し、すべての人々が個人として尊重され、性別にとらわれることなくのびやかに暮らせる社会の実現に積極的に取り組んでいる。

しかし、男女の平等をはばむ社会の制度や慣行とそれを支える固定的な性別役割分担意識は依然として存在し、社会のさまざまな活動における男女共同参画を達成するには、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、心豊かに生き生きと暮らせる春日井を築くには、男女が、これまでの役割にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等な構成員として参画することができる男女共同参画社会を実現させることが重要である。

21世紀を迎えた今、男女が平等で互いに自立した人間として尊重され、共に責任を分かち合い、安心と生きがいのある地域社会を目指して、私たちは、男女共同参画を一層推進することを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、家庭、地域、学

校、職場その他の社会のあらゆる分野において行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女共同参画の推進を阻害するおそれがあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組は、世界的視野の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）

(3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）

（公衆に表示する情報への配慮）

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ春日井市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

（参画機会の拡大及び積極的改善措置）

第11条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、できる限り男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

（市民及び事業者の理解を深めるための措置）

第12条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育のあらゆる分野において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者の活動に対する支援）

第13条 市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な調査研究を行うものとする。

（推進体制の整備）

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な推進体制を整備するものとする。

(実施状況の公表)

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市が実施する施策に対する申出)

第17条 市民及び事業者は、市長に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、春日井市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する要因に係る相談)

第18条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民及び事業者からの相談があったときは、解決に向けて関係機関等と連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画審議会)

第19条 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、春日井市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第17条第2項の規定により報告のあった事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 優れた識見を有する者

(2) 市民

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に策定されているかすがい男女共同参画プランは、第9条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。
- 3 この条例施行の際、現に委嘱されている春日井市男女共同参画懇話会委員は、第19条第4項の規定に基づき委嘱された委員とみなし、その任期は、同条第6項の規定にかかわらず、1年とする。

4 春日井市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市男女共同参画推進条例（平成15年春日井市条例第9号。以下「条例」という。）第19条第9項の規定に基づき、春日井市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第2条 条例第19条第4項第2号に掲げる者のうちから委嘱する委員は、公募するものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長）及び委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、会長が指定した事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する委員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

5 男女共同参画社会基本法

○男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

資 料

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四

条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第1章 総則 (第1条—第4条)

第2章 基本方針等 (第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針 (第7条)

第2節 一般事業主行動計画 (第8条—第14条)

第3節 特定事業主行動計画 (第15条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第16条・第17条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第18条—第25条)

第5章 雑則 (第26条—第28条)

第6章 罰則 (第29条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第一項及び第三項、第5条の4、第39条、第41条第二項、第48条の3、第48条の4、第50条第一項及び第二項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第二項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の二中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

- 第14条 国は、第8条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

- 第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

- 第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

- 第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

- 第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

- 第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

- 第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

- 第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めると

資 料

ころにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条第12条第五項において準用する職業安定法第41条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第四項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第五項において準用する職業安定法第37条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第五項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第二項の規定に違反した者
- 二 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 男女共同参画に関する年表

年	世界	日本	愛知県	春日井市
昭和50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ILO第60回総会「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」を採択 ・ メキシコシティーにおいて「国際婦人年世界会議(世界女性会議)」を開催し、「世界行動計画」を採択 ・ 国連総会は、1976年から1985年を「国連婦人の10年」とすること等を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆参両議院本会議で「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上をはかる決議」を採択 ・ 「婦人問題企画推進本部」設置を閣議決定し、「婦人問題企画推進会議」設置を閣議口頭了解 ・ 「国際婦人年記念日本婦人問題会議」開催 		
昭和51 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ILO事務局に婦人労働問題担当室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業法(女子教育職員、看護婦、保母等)の施行 ・ 婦人少年問題審議会「雇用における男女の機会均等と待遇の平等の促進に関する建議」を提出 ・ 労働省「第1回日本婦人問題会議」開催(以後毎年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部に青少年婦人室を設置 ・ 「婦人関係行政推進会議」設置 ・ 「婦人問題懇話会」設置 	
昭和52 (1977)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ILO第63回総会で看護職員条約ならびに勧告を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定 ・ 労働省「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」策定 ・ 国立婦人教育会館開館 ・ 総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」を発表 		
昭和53 (1978)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総理府「国内行動計画第1回報告書—婦人の施策と現状—」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県事務所に婦人問題総合窓口設置 	
昭和54 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国連婦人の10年ESCAP地域会議」をニューデリー(インド)で開催 ・ 国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省「相続に関する民法改正要綱試案」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子福祉会館開館 	
昭和55 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ・ OECD「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催 ・ 「国連婦人の10年中間年世界会議」をコペンハーゲン(デンマーク)で開催 ・ 国連婦人の10年後半期行動プログラムの採択 ・ 「女子差別撤廃条約(略称)」の署名式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総理府「国内行動計画第2回報告書—婦人の施策と現状—」を発表 ・ 外務省「婦人差別撤廃条約」への署名を決定 ・ 総理府「国連婦人の10年中間年全国会議」を開催 		

年	世界	日本	愛知県	春日井市
昭和56 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択 ・女子差別撤廃条約発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行 ・婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」を決定 ・労働省「パートバンク」の設置を開始 ・法務省は法制審議会に国籍法部会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人職業サービスルーム開設 	
昭和57 (1982)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働省：男女平等問題専門家会議「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」報告 ・国民年金法等の一部を改正する法律成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民部に青少年婦人課を設置
昭和58 (1983)		<ul style="list-style-type: none"> ・法制審議会国籍法部会「国籍法改正に関する中間試案」決定 ・婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告 		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人対策懇話会設置 ・「第1回かすがい婦人のつどい」開催 ・「婦人の生活と意識に関する調査」実施
昭和59 (1984)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年ESCAP地域会議」東京で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省「家庭科に関する検討会議」報告書提出 		<ul style="list-style-type: none"> ・「総合計画」に婦人活動の推進を位置づける
昭和60 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年世界会議」開催 ・西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍及び戸籍法の一部を改正する法律施行 ・男女雇用機会均等法成立 ・女子差別撤廃条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」記念事業実施 	
昭和61 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進有識者会議 ・男女雇用機会均等法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人情報・相談・交流コーナー開所 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人行政推進連絡会議設置
昭和62 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「かすがい女性計画」(第1次)策定
平成元 (1989)			<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち女性プラン」策定 	
平成2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロビ将来戦略見直し勧告採択 			<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の生活と意識に関する調査」実施
平成3 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法成立 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 		<ul style="list-style-type: none"> ・青少年女性センター開設 ・「かすがい女性プラン21に向けて」婦人対策懇話会提言

年	世界	日本	愛知県	春日井市
平成4 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法施行 ・婦人問題担当大臣が設置される 		<ul style="list-style-type: none"> ・「かすがい女性プラン21」(第2次)策定 ・青少年婦人課を青少年女性課に改称 ・婦人対策懇話会を女性対策懇話会に改称 ・婦人行政推進連絡会議を女性行政推進連絡会議に改称
平成5 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議(ウィーン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の家庭科の男女必修実施 ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)成立 ・地方交付税において、基準財政需要額に「男女均等推進対策」に要する経費が算出される(5年度都道府県分) ・第4回世界女性会議日本国内委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年婦人室を青少年女性室に改称 	
平成6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ・E S C A P 政府間会議(アジア太平洋経済社会委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に係る普通地方交付税措置に女性問題対策推進費が追加される ・高等学校の家庭科の男女必修、学年進行により実施 ・男女共同参画室設置、男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち農山漁村女性プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年女性センター増築にともなう基本構想策定
平成7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回世界女性会議」開催、「北京宣言」及び「行動綱領」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准 ・育児・介護休業法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回世界女性会議」記念事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議記念「尾張地域フォーラム」開催 ・青少年女性センター増築工事実施設計
平成8 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性総合センター(ウイールあいち)開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かすがい女性プラン21」(第3次)策定
平成9 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置法施行 ・男女雇用機会均等法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年女性センター・勤労青少年ホーム開設 ・「女性の生活と意識に関する実態調査」実施
平成10 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法について」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画推進市町村サミット」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター開所 ・女性情報紙「はるか」発行

年	世界	日本	愛知県	春日井市
平成11 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 男女共同参画社会基本法成立・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催（総理府共催） 	<ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポート・センター活動開始
平成12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク国連本部）、「政治宣言」及び「成果文書」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方針について」 同審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」 「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」男女共同参画懇話会提言 	<ul style="list-style-type: none"> 女性対策懇話会を男女共同参画懇話会に改称 女性対策推進連絡会議を男女共同参画推進本部会議に組織変更
平成13 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に「男女共同参画局」設置 内閣府に「男女共同参画会議」設置 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「かすがい男女共同参画プラン」策定に向けて男女共同参画懇話会提言 「女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）公開セミナー」開催（アジア女性基金と共催）
平成14 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> 愛知県男女共同参画推進条例施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「かすがい男女共同参画プラン」策定
平成15 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 		<ul style="list-style-type: none"> 春日井市男女共同参画推進条例施行 春日井市男女共同参画審議会設置
平成16 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（第1次）及び同法に基づく基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定 	
平成17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	

年	世 界	日 本	愛 知 県	春日井市
平成18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）、「東京閣僚共同コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 男女雇用機会均等法改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ニューデリー） 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（第2次） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 市民活動推進課男女共同参画室を設置 DV相談を開設 「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」策定に向けて男女共同参画審議会提言
平成20 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定 男女共同参画意識に関する調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」策定 春日井市DV対策連絡会議を設置
平成21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第6回報告審査開催 第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ソウル） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画シンボルマーク」決定 		<ul style="list-style-type: none"> 春日井市DV対策基本計画策定 市民生活部男女共同参画課を設置
平成22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋15」記念会合）開催（ニューヨーク） 新たな機関 UN Women を設置採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県男女共同参画審議会から「新あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について」答申 	<ul style="list-style-type: none"> 春日井市DV対策関係機関連絡会議を設置 男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> 第55回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク） 新たな機関 UN Women 発足 第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（シェリムアップ（カンボジア）） 		<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン 2011～2015」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「新かすがい男女共同参画プラン」策定に向けて男女共同参画審議会答申

年	世界	日本	愛知県	春日井市
平成24 (2012)	・第56回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）			・「新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021」策定 ・「男女共同参画課」青少年女性センター内へ
平成25 (2013)	・第57回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）	・「日本再興戦略」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改定	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定 ・「あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム」の設置	
平成26 (2014)	・第58回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）		・「男女共同参画室」を「男女共同参画推進課」へ	・春日井市DV対策基本計画（第2次）策定
平成27 (2015)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20 記念会合」開催（ニューヨーク）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・愛知県男女共同参画審議会から「次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について」答申	
平成28 (2016)	・第60回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）		・「あいち男女共同参画プラン 2020」策定 ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2020」策定	・男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成29 (2017)	・第61回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）			
平成30 (2018)				・「新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021（改定版）」改定に向けて男女共同参画審議会答申 ・「新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021（改定版）」策定

新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021（改定版）

編集・発行 2018(平成30)年3月

春日井市 市民生活部 男女共同参画課
〒486-0844

愛知県春日井市鳥居松町2丁目247番地

電話 0568-85-4401 FAX 0568-85-7890

<http://www.city.kasugai.lg.jp/>